

公益社団法人 宮若・小竹シルバー人材センター
令和5年度事業計画

1. 事業概要

人生100年時代と言われる今、我が国は人口減少傾向時代を迎え、2025年には少子高齢化社会を既に迎えている。国民の4人に1人が75歳以上になる超高齢化社会のピークを迎えるとも言われています。

いわゆる2025年問題です。最も大きな問題になるのが雇用や医療・介護・福祉サービスといった社旗保障分野への多大な影響が懸念される中、働ける意欲のある高齢者が社会の中でその能力を十分に発揮でき活躍できる場がシルバー人材センターに求められており、社会的役割はますます重要となっています。

一方、消費税法の改正に伴う「インボイス制度」が令和5年10月より導入されることから、新たな消費税の納税義務が生じ、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、センターとしては納税財源の確保が大きな課題であり、早急な対応策を講じていく必要があります。

このような状況の中、当センターの会員数は依然と下げ止まっておらず。地域のニーズに応えられる存在であるためには会員拡大など組織の増強が最優先課題であり、今年度は女性会員拡大部会を立ち上げ、入会促進を図る効果的な広報活動や口コミ運動等を積極的に行うとともに会員の退会抑制を図り、会員の確保・拡大の取組みを展開いたします。

また、就業機会の拡大を図るため女性層を意識した新しい事業や継続的な就業を開拓し、高齢者の希望や能力に応じた就業の場を確保に努めるとともに、政府が推進するデジタル化を活用し、会員への情報提供や連絡方法等の強化を図って参ります。

安全就業については、毎年同様の傷害事故、物損事故が発生しています。何故、事故が減らないのかを今一度調査し、安全就業対策を強化し、事故の未然防止に努め、安全就業に対する意識の向上を図るとともにコロナウイルス感染症対策並びに健康管理に関する啓発の周知徹底を行い事故の発生を抑止して参ります。また、適正就業の推進に資するため、適正就業に関する規程を策定し、適正な請負又は委任による仕事の受注及び公平な就業機会の提供等を目指し、会員一人ひとりが安全・安心な就業ができるように努めてまいります。

以上、令和5年度の事業概要を申し上げましたが、以下に述べます基本方針及び実施計画実現のため、「自主・自立・共働・共助」の理念を基に会員、役職員全員が一丸となり、明るく活気に満ちた、魅力あるシルバー人材センターの確立に努めて参る所存であります。

2. 基本方針

シルバー人材センターの行う事業は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第38条第1項に定められ、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時かつ短期的なものまたはその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的とした事業を実施する。

- ① 臨時かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な事業に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- ② 臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。
- ③ 高年齢退職者に対し臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業に必要な知識及び技能の寄与を目的とした講習を行うこと。
- ④ 前三号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業に関し業務を行うことと規定されています。
- ⑤ シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の規定に関らず厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の届け出、第1項第4号の業務としてその構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）を行う事ができると規定されています。従って、当センターはこれらの目的達成のために、定款等の規定に沿った適正な法人運営を行い、次に掲げる事業を確実に実施し、事業計画の達成に努めます。

一 雇用によらない臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

（1）就業開拓提供事業

① 受託事業（一般）

高齢者が就業機会を得ることにより社会参加を促し、地域社会に貢献することによって生きがいづくりと福祉の増進を図るため、高齢者にふさわしい地域社会に密着した仕事を家庭、事務所、公共団体等から請負又は委任の形式により有償で引き受け、これを高齢者に対してその能力・希望等に応じて提供する事業でセンターの就業の核となるものです。

② 独自事業

会員の働く機会をさらに広げるため、会員が独自の創意と工夫により企画し、自ら実施することにより、地域社会に貢献し、生きがいづくりとシルバー人材センターのイメージを高める事業です。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

（1）労働者派遣事業

福岡県シルバー人材センター連合会が派遣元となり、当センター内に福岡県シルバー人材センター宮若・小竹実施事務所を置き、拠点センター会員を対象として、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る範囲内で労働者派遣事業を行うことができるようになっていきます。

この労働者派遣事業は、会員の新たな就業機会の確保と合わせて、適正就業の観点からも推進していく必要があります。

（2）職業紹介事業

当センター事務所内に福岡県シルバー人材センター宮若・小竹実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人求職を受け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介を行うことができるようになっていきます。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を展開するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談、助言、調査研究等（公益目的事業）

（1）普及啓発事業

シルバー人材センターの設立目的・趣旨や仕組みを広く市民・町民・企業等に周知を図り、事業実施のためのより一層に信頼と理解を得るため、社会参加活動やボランティア活動等を推進する事業です。

（2）安全・適正就業推進事業

① 安全就業対策

高齢者の就業にあたっては、加齢とともに身体能力が低下していることから、安全の確保が最優先事項となります。高齢者が「安全はすべてに優先する」という基本理念を認識し、自らの健康維持と安全の確保を図るため、安全就業基準遵守のもと、就業にあたるための意識啓発を推進する事業です。

② 適正就業の徹底

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第42条において、シルバー人材センターが高齢者に提供する就業は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な就業となっていることから、高齢者にふさわしい就業を基本に就業機会の提供を図っていく事業で指揮命令などが発生するなど紛らわしい請負・委任による就業については適正就業ガイドラインに沿って徹底していく必要があります。

(3) 相談事業

高齢者の就業及びその他社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等を行うとともに、入会を希望する高齢者を対象とした説明会の開催を実施する事業です。

(4) 研修・講習事業

高齢者が培った経験や技能、知識にあった就業を提供することが基本となりますが高齢者の更なる就業の機会を拡大するため、就業上必要な知識・技能を付与することを目的とする事業です。

3. 実施計画

- 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

(1) 就労開拓提供等事業

① 受託事業（一般）

地域企業等の人手不足分野、現役世代を支える分野への対応や多様化する発注者ニーズを的確に把握し、継続的な受注確保の拡充に努める他、引き続き「遠くにも安心サポート事業」の空き家、空き地の管理等を広く周知を図り就業確保の強化に努めて参ります。

○主な就業分野

施設管理、駐車場清掃・家庭等の樹木剪定及び大工作業・選挙公報紙等の配布、水道検針・宛名書き、賞状書き等・屋内外清掃、草取り、草刈り、お墓の掃除・家庭内の掃除・洗濯・食事の準備、高齢者の介助引越しに伴う整理及び清掃

○令和5年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
245人	25,000人	98%	150,000千円

② 独自事業

会員の技能、経験や趣味を生かした事業を会員自らが企画・立案・実施することにより、就業機会の確保や地域社会へのサービスの提供ができ、センターのPRになり、会員の拡大に繋がる事業として推進して参ります。

地域の女性高齢者を対象に小物づくり講習会の開催や小物作りの会「かぐやひめ」が製作した小物等の販売拡大及び展示会場を確保し、センターのイメージアップを図って参ります。また、会員の趣味や特技、経験等の情報収集を行い、新しい事業の取り組みを行うとともに引き続き焼き芋、農産物、木炭、薪等の販売を実施し、ホームページやInstagramに掲載発信し、PRを図り会員と就業拡大に推進して参ります。

○令和5年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	受託金額
15人	200人		500千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

(1) 労働者派遣事業

労働派遣事業は、県連合会が派遣元事業主となり、実施している事業であります。が、本事業は、厚労省が推進する補助事業として位置づけされており、その実績が当センター補助金の増減に大きな影響してくることから、引き続き人手不足分野・現役世代を支える分野での就業機会を確保し、高齢者の就業拡大を図るなど事業の推進に努めて参ります。

○主な就業分野

- ・学校への給食配送
- ・介護予防送迎
- ・保健事業送迎
- ・事業所の屋内清掃
- ・工場内の雑用
- ・企業の除草整備

○令和5年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	受託金額
30人	2,100人	14%	12,000千円

(2) 職業紹介事業

連合会の職業紹介事業の事務所として、センター事務所内に連合会宮若・小竹実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人求職を受け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行って参ります。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を展開するための普及啓発、情報提供、研修、講習、相談・助言、調査研究等

(1) 普及啓発事業

地域の高齢者に入会促進や就業機会の確保と拡大を図るとともに、一層の信頼と理解を得ることに努めて参ります。

○主な事業内容

① 広報活動

シルバー人材センターが行っている仕事の内容を広く地域住民の方に周知するため、チラシ、新聞、市・町広報誌等に掲載し、全世帯並びに企業等に配布し、就業確保や入会促進の拡大を図る普及啓発活動を実施して参ります。

② デジタル化の推進

地域住民に当センターの理解を深めると共に、宮若市・小竹町以外の方にも、センター活動状況や地域の情報等をホームページやInstagramなどで発信し、入会促進や就業機会の拡大を図って参ります。

③ 訪問活動による啓発

10月の全国普及啓発月間に合わせて、公共機関等の表敬訪問し、シルバー事業の理解と就業促進を行うとともに企業の退職者をターゲットにした入会促進を図って参ります。

④ 会員向け情報

会員への情報提供や連絡方法等の充実を図るシステムを導入し、事務局と会員相互の連絡体制の確立をするとともにシルバー事業運営の円滑化を図って参ります。

⑤ 地域交流活動

宮若市ふるさと祭りや小竹町民祭り、地元商業団及び商工会議所青年部等の各イベントへの出店し、農産物や会員が趣味などで作った物を展示販売し、PRを行い会員の拡充に努めてまいります。

⑥ 社会参加活動

本年度も宮若地区、小竹地区においてボランティア活動を福祉厚生部会で企画・立案し、市民・町民に喜ばれる活動を図って参ります。また、市が主催する市内一斉に行われている環境クリーン作戦の協力事業所として参加し、地域の環境美化運動に貢献して参ります。

⑦ その他の活動

今年度は、当センターが設立し、35年を向かえることから「設立35周年記念事業」の取り組みを実施し、地域の方々にPRを行い就業拡大及び入会促進を図って参ります。

(2) 安全・適正就業促進事業

① 安全就業対策

「安全は全てに優先する」を基本理念として認識し、自らの健康維持や安全就業の意識の向上を図り、傷害事故・賠償事故等のない安心して就業できる場を提供できるように図って参ります。

イ 安全・適正就業対策部会委員による安全就業パトロールを強化し、主に熱中症対策及び剪定作業や草刈り作業等の転落・転倒事故や飛び石事故などの事故防止の強化に努め、夏場の安全就業強化月間に限らず、随時パトロールを実施し、指導・助言を行って参ります。また、パトロールでの検証結果を部会でとりまとめ安全就業促進大会において報告し、就業の改善が図られるよう取り組みます。

ロ 安全・適正就業対策部会では、安全就業基準の見直しや事故の分析を行い、就業中・途上中に伴う事故防止に努めるとともに会員の安全就業に関する意識

を高める啓発等を行って参ります。

ハ 安全就業促進大会を開催し、会員のヒヤリハット、傷害事故等の体験発表や安全就業、交通安全、健康管理等の講座を行い、「安全は全てに優先する」を念頭に会員の意識向上を図って参ります。

ニ 健康管理については、健康診断の受診の推進を行うとともに、自動車を運転しようとする会員に対し運転前後の運転者に酒気帯び検査（アルコール検知器）を実施するとともに、飲酒運転撲滅に努めるため、交通安全教育等の徹底を図って参ります。

② 適正就業の徹底

シルバー事業の主旨である臨時的かつ短期的な就業及びその他軽易な業務による仕事の受注、適正かつ公平な就業機会の提供を目的として適正就業に関する規程を作成し、適正な就業を図って参ります。

イ 就業会員の就業実態の点検を行い、公平な就業体制を確保するためワークシェアリング及びローテーション就業の徹底を図って参ります。

ロ 関係法令等に基づく適正な受託就業関係を確立するため、シルバー人材センター適正就業ガイドラインに沿った適正な就業形態の点検を行い不適切な契約の未然防止を図ります。

ハ 請負・委任業務として、適しない就業については、労働者派遣事業及び職業紹介事業への切り替えるなど引き続き適正な就業に努めて参ります。

（3）相談事業

① 就業相談の実施

会員及び高齢者を対象に、随時、来訪や電話による就業相談を行って参ります。

② 入会説明会の開催

入会希望者を対象に毎月1回、説明会を開催します。広く入会希望者を募るため、ホームページをはじめ全戸配布チラシ等で周知を行います。また、交通利便性等を考慮し、本年度も小竹町で入会説明会を年4回開催し、入会促進に努めて参ります。

（4）研修・講習事業

① 安全就業講習、交通安全講習の実施や就業別の会合等を開催し、安全就業対策の意識の向上を図って参ります。

② 県連合会が主催の高齢者活躍確保人材育成事業を活用し、高齢者の技術向上、人材育成を図るとともに受講を促し、入会促進に努めて参ります。

③ 全会員を対象とした接遇講習会を開催し、会員の資質向上に努めます。

④ 県連合会が主催する研修会や会合等に参加し、役員及び事務局職員の資質向上を図りシルバー人材センターの目的及び運営方針を再確認し、シルバー事業に貢献して参ります。